

# 企画競争説明書

業務名称：ベトナム国持続的自然資源管理強化プロジェクト  
フェーズ2

調達管理番号： 20a01118

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------

2021年2月24日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年2月24日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2025年2月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年5月 ～ 2022年3月

第2期：2022年3月 ～ 2025年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを

認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の第2期の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の13%を限度とする。

#### (6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【契約第一課、田中 圭介 [Tanaka.Keisuke@jica.go.jp](mailto:Tanaka.Keisuke@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

地球環境部 森林・自然環境グループ自然環境第一チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
  - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
  - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
  - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
  - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

- 1) 全省庁統一資格  
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

*特定の排除者はありません。*

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する

ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

### 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年3月5日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月11日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年3月26日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_ (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)

## (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
資機材に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 現地再委託費（PFMS 関連データベース改修・改善経費）  
： 50,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨(VND) = 0.004510 円
  - b) US\$ 1 = 103.896000 円
  - c) EUR 1 = 125.999000 円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

( URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

## (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／森林モニタリング

## b) 森林モニタリングシステム／ドナー連携

## 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 17 M/M

## (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

## 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年4月9日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(

URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先



次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

URL：

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

( URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：森林モニタリングに関する業務経験

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／森林モニタリング
- 森林モニタリングシステム／ドナー連携

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／森林モニタリング）】

- a) 類似業務経験の分野：森林モニタリングにかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ベトナム国又は東南アジア地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 森林モニタリングシステム／ドナー連携】

- a) 類似業務経験の分野：森林モニタリングシステムおよびドナー連携にかかる業務経験
- b) 対象国又は同類似地域：ベトナム国又は東南アジア地域
- c) 語学能力：英語、さらにベトナム語ができれば望ましい。

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。なお、プレゼンテーション及び資料は日本語とします。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/森林モニタリング</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>森林モニタリングシステム/ドナー連携</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 3月31日（水） 10：00～11：00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所： 当機構本部（麴町） 208 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Teams 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Teams 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ベトナム国持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ベトナムの国土は、南北に細長く変化に富んだ地形や気候により、多様な森林生態系を有し、世界の生物多様性ホットスポットの一角をなしている。

20世紀におけるベトナムの森林被覆率は、相次ぐ戦禍による国土荒廃、農地転換、大規模開発、過剰・違法伐採等により1990年までに27%まで減少したが、ベトナム政府による大規模植林プログラム、森林保全・再生政策ならびに国際社会の支援等により、2020年には42%へと回復し、森林減少に歯止めがかからない開発途上国が多い現状において、その成果は際立っている。また、木材および木材製品の輸出収入は近年右肩上がりに伸びており、2020年1月～9月期は、COVID-19の影響を受けながらも前年同月比で11.2%増の83.8億米ドルに達し<sup>2</sup>、貴重な外貨獲得源となっている。

しかしながら、森林・自然環境保全分野の課題は引き続き多い。森林面積の増加はアカシアなど早成樹種を主体とした人工林造成に負うところが大きく、貴重な生態系を有する天然林は特に中部高原などの地域で依然として劣化傾向にある。また、少数民族を多く含む人口の約3割（約2500万人）は、非木質生産物の利用等により森林等の自然資源に依存した生活を送っており、自然資源の劣化はこうした人々の生計を脅かしかねない。さらに、ベトナムの木材産業は、国内の天然林伐採禁止に伴う供給量の減少及び木材産業の成長に伴う需要の増加等を背景に、丸太、製材等の原料の過半を世界約120か国からの輸入に頼っており、国産材の自給率・品質の向上が急務となっている。特に、輸入相手国や樹種が多岐にわたるため、中には木材の合法性が危うい取引が懸念されること、ベトナム国内における森林認証制度の構築も緒に就いたばかりであること等は、今後、ベトナムの木材産業が主な市場とする米国、日本、EU等先進国で輸出を延ばす上での課題となっている。

ベトナムの森林セクターにおける主要政策課題は、これまで重視されてきた天然林の保全と再生、森林に依存する住民への生計向上支援のみならず、充実しつつある人工林資源の有効活用と高付加価値化（合法性の担保含む）、森林の持つ多面的機能（生物多様性の保全、防災、気候変動対策等）の発揮へと幅が広がってきている。

<sup>2</sup> Vietnam Timber and Forest Product Association (VIFOREST) ベトナム材木・木工品協会2020年10月発表。



かかる背景の下、JICAは、本事業に先立つ技術協力「持続的自然資源管理プロジェクト（2015-2021）」において、ベトナムにおける森林政策の根幹をなす「森林法」（旧；森林保護開発法2004年）の改正を支援した（2019年1月施行）。新たな「森林法」には、国内外の様々な森林資源をめぐる環境の変化に対応すべく、森林管理（上流）から木材加工と木材製品の流通・貿易分野（下流）まで含む包括的なバリューチェーン構築、地域開発への貢献、気候変動対策などの観点も盛り込まれた。また、地方レベルでは、①北西部4省におけるREDD+<sup>3</sup>行動計画の策定・改正支援、同行動計画のパイロット的实施、②タブレットベースによる省の森林モニタリングシステムの着実な利用と促進、③ランビエン生物圏保護区における地域住民との協働管理計画の策定と実施等について、一部は民間企業とも連携<sup>4</sup>しつつ重層的に取り組み、持続的森林管理と生計向上に具体的な成果を上げるとともに<sup>5</sup>、カウンターパートの人材育成を達成した。

ベトナム政府は、前フェーズの成果のひとつである改正「森林法」の下、現行の「森林開発戦略（2006-2020）」の改定、同戦略を実践するための「持続的森林開発ターゲットプログラム（2016-2020）」の改定を検討しており、これらの政策文書の改定支援およびその着実な実施を促すため、我が国に技術協力を要請した。一方、法律が整備されることと、着実に実行されることとの間には、依然として技術的、制度的なギャップがあり、そのため本事業では、ベトナム政府にとって優先順位の高い施策について、中央と地方が一体的にその着実な実施が図れるよう支援する。具体的には、直営専門家を中心とした中央における政策支援の中で、国際基準に準拠したベトナム版の持続的森林管理（SFM）の枠組み作りや森林認証制度の構築に向けた支援を行い、業務実施コンサルタントと協力の下、地方4省における現場活動として、具体的なSFM計画策定の実践に取り組むこととしている。

なお、前フェーズの地方レベルにおける取り組みについては、今後、持続的な活動実施の観点からベトナム政府が得られた知見を活用し独自予算措置を行う、もしくは、外部資金を活用して定着・展開をはかっていくことを基本とし、フェーズ2では中央レベルでのそのための助言ならびに「緑の気候基金（GCF）」によるREDD+成果支払い資金へのアクセスを支援する。さらに、前述「②森林モニタリングシステム」については、今後の展開に向け、一部技術的支援が引き続き必要な部分があるため、業務実施コンサルタントと協力の下、フェーズ2においても支援を行う（7条（2）に詳述）。

<sup>3</sup> REDD+(レッドプラス)とは、途上国における森林減少と劣化の抑制や持続可能な森林経営などを推進することにより、森林からの温室効果ガス(GHG)の排出量削減、および炭素貯蔵量の増加に貢献する活動にインセンティブを与える気候変動対策のこと。

<sup>4</sup> 住友林業(株)・アスクル(株)のCSR事業、JICAのSDGsビジネス調査を実施する有限会社臼井農畜産、日本大使館の実施する草の根・人間の安全保障無償等と、様々な形で連携し持続的森林管理と生計向上活動に貢献した。

<sup>5</sup> 成果の一例として、JICAが現場活動で支援したタブレットベースによる森林モニタリング活動がベトナム政府に評価され、中央における支援と連携し政策に反映された結果、他のドナーや地方自治体予算によりJICAの協力対象省以外にも普及が促進された。他にも、現場活動では多数の成果事例があり、越語・英語にてグッドプラクティス事例集として公開済み；[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/037/materials/ku57pq00002hisx7-att/casebook\\_en.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/037/materials/ku57pq00002hisx7-att/casebook_en.pdf)

## 第3条 プロジェクトの概要

## (1) プロジェクト名称

(和名) 持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2

(英名) The Project on Enhancing Sustainable Natural Resource Management Phase 2

## (2) 上位目標

(目標) 森林生態系の多面的便益の最大化を図るための国家能力が強化される。これは、持続的森林管理(SFM)、REDD+、生物多様性保全の推進を通じて、気候変動によるインパクトを緩和し、地域の人々の生計向上に貢献するものである。

(指標) 森林面積全体の●%以上について、持続的森林管理計画が策定・承認される(割合については初回合同調整委員会にて決定)

## (3) プロジェクト目標

(目標) 森林及び生物多様性保全に係る重要な国家政策・措置の策定、見直し、促進を通じて、国家・国際基準に準拠した持続的森林管理を推進する役割を担う中央・地方政府及び森林所有者が必要な技術・知識を修得する。

(指標) 持続的森林開発プログラム2021-2025で定められる指標が達成される。(具体的は、補助指標と共に初回合同調整委員会にて決定)

## (4) 期待される成果と活動の概要

コンポーネント1 森林及び生物多様性保全に係る政策支援	
1	森林法(2017年改正)に基づく主要な森林政策・措置が更新、実施される
	1-1 「森林開発戦略(2021-2030)」の策定及び(または)モニタリングを支援する
	1-2 「持続的森林開発ターゲットプログラム(2021-2025)」の策定及び(または)モニタリングを支援する
	1-3 森林に係る緊急的な課題に対応するための支援を行う
2	国際基準に準拠したベトナムの持続的森林管理(SFM)認証制度の仕組みが整えられ促進される
	2-1 国際基準に準拠した国内の持続的森林管理(SFM)認証システムの運用の促進を支援する
3	外部資金アクセスを含む国家REDD+行動プログラムが促進される
	3-1 緑の気候基金(GCF)のREDD+成果支払いやその他の外部資金獲得支援を含む国家REDD+行動プログラムの促進を支援する
4	(フェーズ1で)強化された森林モニタリングシステムの普及が促進される
	4-1 森林モニタリングシステムの改善を支援する
	4-2 森林資源モニタリングシステムの運用に関する中央および地方政府機関の能力を強化する

5.	生物多様性保全のための主要な政策・措置が更新、実施される
	5-1 「生物多様性法（2008年）」のレビュー・改定及び関連する法令等の起草を支援する
	5-2 国家生物多様性データベースシステムの改良及び生物多様性調査、モニタリングおよび報告に必要な能力の向上を図るための支援を行う
	5-3 生物圏保護区に関する国内外におけるネットワークの強化を支援する（フェーズ1の成果であるランビエン生物圏保護区における共同管理計画の複製含む）
	5-4 生物多様性保全に係る緊急的な課題に対応するための支援を行う

### コンポーネント2 持続的森林管理（SFM）

6.	国家・国際基準に準拠したSFMがターゲット省（ホアビン省、ソンラ省、ラオカイ省、トゥエンクアン省）において促進される
	6-1 SFM推進のために支援する森林所有者及び（または）森林所有者グループを特定する
	6-2 農業農村開発局（DARD）、ターゲットとなる森林所有者及び（または）森林所有者グループのSFMに係る理解促進をはかる
	6-3 森林所有者及び（または）森林所有者グループの持続的森林管理（SFM）計画作りを支援する
	6-4 森林所有者及び（または）森林所有者グループが作成されたSFM計画に基づき活動を行うことを支援する
	6-5 SFM計画の進捗をモニタリングするための支援を行う
	6-6 プロジェクト活動を通じて得られた良好事例、教訓、提言を取りまとめ、国家政策への反映及び他地域への普及を図ることを支援する

#### （5）対象地域

ハノイ、北西部・北東部の4省（ホアビン省・ソンラ省・ラオカイ省・トゥエンクアン省）

#### （6）プロジェクト期間

2021年4月～2025年3月を予定（計48か月間）

#### （7）実施機関

- 1) 農業農村開発省森林プロジェクト管理委員会（Management Board for Forestry Projects (MBFPs) under Ministry of Agriculture and Rural Development(MARD)）。MBFPs は農業農村開発省において、マルチ・バイのドナーによる森林セクター案件の管理運営を担う。
- 2) 農業農村開発省森林総局（VNFOREST, Ministry of Agriculture and Rural Development(MARD)）。中央における行政機関。
- 3) 4 地方省の農業農村開発局 Department of Agriculture and Rural Development (DARD)）。地方における行政機関。

- 4) 天然資源環境省自然生物多様性保全局 (Nature and Biodiversity Conservation Agency (BCA), Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE))。生物多様性保全を所掌する。

#### 第4条 業務の目的

「持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2021年1月12日にベトナム政府と締結したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### (1) プロジェクト関係機関

本プロジェクトは、主要なカウンターパート(C/P)を農業農村開発省の森林プロジェクト管理委員会及び森林総局としている。他方、現場活動では4地方省(ホアビン省・ソンラ省・ラオカイ省・トゥエンクアン省)、生物多様性に関する部分は天然資源環境省の自然生物多様性保全局もC/Pとなる。よって、中央と地方間、省庁間で十分に連携の上で各事業を進める必要がある。

##### (2) 長期専門家及び業務実施コンサルタントとの連携

本プロジェクトは、長期専門家(2021年4~6月に、総括、業務調整員含め3名が着任予定)と十分な連携を図りつつ、プロジェクトの目標達成のために業務を行うこととする。現場と中央が一体となって活動を推進することで、ベトナムC/Pの政策の実施能力が強化されると共に、現場のフィードバックを中央における政策支援に反映することができる。具体的には、フェーズ1において、JICAが支援した現場活動における省森林モニタリングシステム(PFMS)<sup>6</sup>の有用性が中央レベルで認められ、農業農村開発省により国家レベルで標準化する法的文書が発行されたことにより、JICA支援の対象5地方省以外を含む合計18省へのPFMSの展開が促進された。

業務実施コンサルタントは、「成果4 持続的自然資源管理プロジェクト(フェーズ1)にて強化された森林モニタリングシステムの普及促進」を主体的に担うと共に、長期専門家と連携の下、「成果6 国家・国際基準に準拠した持続的森林管理(SFM)の対象省(ホアビン省、ソンラ省、ラオカイ省、トゥエンクアン省)における促進」を担当する。

<sup>6</sup> 森林変化モニタリングシステムに関する用語は複数存在する。森林資源モニタリングシステム (Forest Resources Monitoring System : FRMS) は、ベトナム全土の森林変化をモニタリングする森林総局 (VNFORST) による正式なシステム名称である。中央のデータベース、そこに格納されたデータを編集するデスクトップソフト、現場でのデータ収集を支援するモバイルアプリケーションによって構成される。「省森林管理システム (Provincial Forest Management System : PFMS) は、JICAの前身プロジェクトによって導入された省レベルの森林変化モニタリングシステムであり、本プロジェクトでもこの用語を活用している。

本プロジェクト全体の実施戦略の検討、成果全般の管理は、チーフアドバイザーが総括する。受注者は、現地活動に際し、これら長期専門家と十分な連携を図りつつ、プロジェクトの目標達成のために業務を行うこととする

### (3) REDD+成果支払いとの連携

ベトナム政府は、世銀森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）の炭素基金、緑の気候基金（GCF）によるREDD+成果支払い資金等の外部資金の獲得を目指している。後者については、GCFによるパイロットプログラムの後継フェーズが策定されることを見越して、JICAは認証機関（AE）としてREDD+成果支払い資金獲得に向けた支援を行っており、2020年9月にGCFにコンセプトノートを提出した。GCFによるパイロットプログラムの後継フェーズは2021年中にはプログラム化されると見込まれており、本プロジェクトは成果3において、C/Pの能力強化を通じて円滑な資金獲得に向けた支援を行う。

外部資金の獲得は、ベトナムが自律的に持続的森林管理を推進していく上で必要不可欠となっており、JICAとしても既往協力の成果の定着やスケールアップのために連携を重視している。

なお、成果3については、主として、長期専門家が担うものの、業務実施コンサルタントは、長期専門家に対し、森林情報、森林モニタリング等の観点から技術的バックアップ・作業支援を行う。

### (4) C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となる報告書等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。

受注者は、ベトナム側関係機関（農業農村開発省森林プロジェクト管理委員会（MBFPs）、森林総局（VNFOREST）、4地方省の農業農村開発局（DARD）、天然資源環境省自然生物多様性保全局（BCA））の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じてC/Pが必要な能力を向上させ、自らそれら能力を活用することができるようなプロセスを組むよう十分意識・工夫するものとする。

### (5) 他ドナー等との連携

本プロジェクトでは、類似する活動を行っている他ドナー等との連携が極めて重要である。前述（3）で記載したとおり、PFMSの他省への展開は、本プロジェクトのフェーズ1、国連REDDプログラム（UN-REDD II）、FCPF 2、Green Annamites Project（GA）<sup>7</sup>、Vietnam Forests and Deltas Program（VFD）<sup>8</sup>の支援の下、政府法令に沿って16の地方省がタブレットPCを調達し、フィールドで直接データを入力ができるデジタルベースマップ、GPS、GPSカメラ、デジタルフィールドノートを内蔵したタブレットPCを使用したPFMSを導入した（後述成果4関連）。また、フーイエン省とバクザン省の2省は、省森林保護支局（Forest Protection Sub-Department: Sub-FPD）の主導によって独自予算を配賦し、PFMS

<sup>7</sup> トゥアティエンフエ省とクアンナム省を対象に、地域の国際的に重要な生物多様性の保全と地域住民やエスニックマイノリティ地域の生計多様性と向上の支援を目的としたUSAID支援のプロジェクト

<sup>8</sup> ベトナムにおいてより回復力があり、持続的な開発への移行支援を目的としたUSAID支援のプロジェクト

を導入した。本プロジェクトにおいては、前フェーズの成果の拡大と定着をはかるため、ベトナム国内全64省のうち、森林を有する60省の半分である30省までのPFMS展開を目指しているが、本プロジェクトの予算が、特に2022年度以降は限られる可能性があるため、前フェーズ同様、他ドナーとの連携、ベトナム側のオーナーシップの醸成を通じてPFMS展開を効果的・効率的に進めることが求められる。

さらに、ドイツ国際協力公社（GIZ）は2021年終わり頃から3年間の予定で「Upscaling SFM and Forest Certification」という協力を開始予定である。パイロット候補地は中部地域（沿岸部及び中部高原）であり本事業との地理的重複はない見込みだが、成果6における持続的森林管理計画の現場における実践支援と類似の活動を含む可能性があり、情報共有を行いながら進めることが求められる。

#### （6）民間企業等との連携

前フェーズにおいては、本邦民間企業、日本大使館との連携も行われた。本事業における具体的な連携はまだ想定されていないが、C/Pの能力強化や本事業の成果の拡大・定着に資する連携については、長期専門家が主体的に担いつつ、本件受注者も側面支援を行うこととする。

また、ベトナムは我が国との二国間クレジットメカニズム（JCM）に署名しており、同制度におけるREDD+の適用の可能性もある。このため、本プロジェクトにおいても、ベトナム政府の意向および民間事業者の実施責任を前提としつつ、必要に応じてJCM・REDD+の推進について情報提供等の側面支援を行うこととする。

#### （7）会議の開催

本プロジェクトの円滑な実施のため、受注者は長期専門家及びC/Pと協力して以下の会合を含む定期会合を積極的に開催または開催支援し、関係者間の認識共有、オーナーシップ醸成に努めること。1）についての開催計画立案及び費用負担は長期専門家が主体となっており、受注者は業務に関連する部分において情報や資料の準備並びに報告を行うものとする。2）については、成果4 森林モニタリング、成果6 SFMの現場での実践を中心テーマとした場合は、本件受注者による開催計画立案及び費用負担とする。

##### 1）合同調整委員会（Joint Coordinating Committee (JCC)）

下記の目的に沿って少なくとも年1回開催されるので、支援を行う。

- （ア） R/D の範囲内でのプロジェクト年間計画の作成、承認
- （イ） プロジェクトの進捗管理、報告
- （ウ） プロジェクトの円滑な実施のために、本プロジェクトが抱える課題の検討

##### 2）ワークショップの開催

ベトナム政府関係機関及び関連ドナー等への情報共有及びプロジェクト成果の普及、広報を目的としたワークショップをプロジェクト期間中、適宜、開催することを想定している。資料作成、議事録の作成、プレゼンテーション実施等のワークショップ開催に必要な業務を長期専門家と協力して行うこと。また、JICAベトナム事務所と協力し、広く参加者を呼び掛けることが望まれる。

#### （8）現地再委託

以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コ

ンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託においては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行う。

➤ PFMS および関連システムの改修・改善

上記業務のほか、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合があるので、プロポーザルで提案すること。

#### (9) 資機材調達等に係る業務

本プロジェクトにおいては、これまでの技術協力プロジェクトにより供与した機材を活用することを前提としている。受注者は業務開始後に長期専門家及びC/Pと最終的な機材（ソフトウェア含む）、数量、仕様等について調整を行い、必要性が認められるものについてJICAに供与機材計画案を提出する。同計画案では、必要に応じJICA調達分と受注者調達分を分けて提案することとし、受注者調達分については、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年4月）」に基づいて調達を行う。

尚、本業務実施契約の業務実施に必要となる資機材については、プロポーザルにて提案し、本経費については、別見積にて積算すること。

#### (10) 広報活動、国際会議等への参加

本協力の意義、活動内容とその成果をベトナム・日本両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクトホームページ作成（和文、英文、越文）、機構及びベトナム側メディア、日本メディアへのプロジェクト活動や成果のプレスリリース、プロジェクト関連報道・広報記事の集計・分析等を長期専門家と相談の上で行う。これらの活動は長期専門家が主体となって行うが、コンサルタントは求めに応じてコンテンツの提供を行うこと。また、ODAモニター、青年海外協力隊、教師海外研修等の受け入れが生じた場合は、長期専門家およびJICA事務所と相談の上必要な対応を取ること。

また、本プロジェクトの取り組みを、UNFCCC等の国際会議や国際ワークショップを活用して情報発信することは、広報の観点に加えてC/Pの能力強化の観点、さらに本業務へ有益な情報とフィードバックを得るという目的からも重要と認識しており、JICAとして取り組む場合は、長期専門家と連携の上、情報提供の面で支援を行うこと。

#### (11) ローカルコンサルタント等を活用した効率的なプロジェクト実施

効率的かつ自立発展性のある支援とするために、ローカルコンサルタント等、現地リソースを最大限活用することとする。特に、2021年度中は、コロナ影響に伴い、海外渡航に制約がある可能性がまだ高いため、現地傭人や遠隔による業務遂行を積極的に活用した提案を受け付ける。

#### (12) プロジェクトの柔軟な運営

能力強化(Capacity Development)を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/PのパフォーマンスやREDD+の国際交渉の進展状況等、プロジェクトを取り巻

く環境の変化に応じて、プロジェクトの活動を柔軟に改訂していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

### （13）事業モニタリング方法

本プロジェクトでは、受注者は、JICA所定のモニタリング・シートを活用し、長期専門家及びC/Pとともに6カ月毎に事業モニタリングを行う。また、それ以外にも必要に応じて定期的なモニタリングを行うこととする。

モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している業務を包含する。受注者は、これら業務を長期専門家及びC/Pと共同で実施・確認すること。

モニタリング・シートは、「第8条 成果品等」に記載されるとおり、6か月毎の頻度で長期専門家及びC/P機関と共同で作成し、JICAベトナム事務所に提出することとする。その際には進捗確認に加えて目標・成果達成度の検証、戦略・計画の見直し、リスク管理及びインパクト発現等の視点も踏まえる。

### （14）JICA本部からのモニタリング調査団、中間レビュー（または終了時評価）調査団

JICAは必要に応じ、案件の進捗状況モニタリング・評価のための調査団を本部から随時派遣する。同調査の実施に当たっては、受注者は、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等（「7. 成果品等」を参照）を整理・提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与すること。

### （15）地理空間情報の取り扱いに関して

本調査では森林・自然資源の現状、土地利用の変化などの情報を収集・分析するにあたり、地理空間情報を多用する必要があることが想定される。利用する地理空間情報においてはその権利関係に留意しつつ、収集、作成された情報が、今後の案件形成およびベトナム政府、他機関や民間含めた事業の実施においても利用もしくは再現可能なように著作権の処理を行い、報告書においては必要に応じて出典の明記を行うこと。

## 第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。なお、上記「第4条 業務の目的」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、JICAベトナム事務所及び他関係機関との良好な協力体制のもと、C/Pと協働して以下の各活動を実施すること。

### 【プロジェクト期間全体を通じた活動】

#### （1）業務計画書、ワークプラン（案）の作成・協議

既存の関連資料や情報、データを収集・整理し、本業務実施に関する基本方針、



方法、業務工程計画、内容、実施体制等を検討する。それらを踏まえ、受注者は業務計画書並びにワークプラン(案)にまとめ、JICA(本部及びベトナム事務所)及び長期専門家と協議、意見交換を行い、以下に示す各業務における留意点及び必要となる作業を踏まえつつ、その修正版を作成し、JCCなどの場を活用しベトナム側関係者と協議、意見交換した上で、内容に関しJICAの承認を得る。あわせて、JCCの協議議事録の作成に協力する。

(2) 成果3, 4, 6に係る活動

本業務では、以下の活動番号のうち、●印は長期専門家の助言を得つつ受注者が主体となって実施するもの、■印は長期専門家の技術的バックアップを行うもの、□印は長期専門家が主体となって実施するが、適宜、必要が生じた際に技術的バックアップを行うもの、を示す。

コンポーネント1 森林及び生物多様性保全に係る政策支援	
成果3	外部資金アクセスを含む国家REDD+行動プログラムが促進される
■	3-1 緑の気候基金(GCF)のREDD+成果支払いやその他の外部資金獲得支援を含む国家REDD+行動プログラムの促進を支援する
成果4	(フェーズ1で)強化された森林モニタリングシステムの普及が促進される
●	4-1 森林モニタリングシステムの改善を支援する
■	4-2 森林資源モニタリングシステムの運用に関する中央および
●	地方政府機関の能力を強化する

コンポーネント2 持続的森林管理(SFM)	
成果6	国家・国際基準に準拠したSFMがターゲット省(ホアビン省、ソラ省、ラオカイ省、トゥエンクアン省)において促進される
■	6-1 SFM推進のために支援する森林所有者及び(または)森林所有者グループを特定する
■	6-2 農業農村開発局(DARD)、ターゲットとなる森林所有者及び(または)森林所有者グループのSFMに係る理解促進をはかる
■	6-3 森林所有者及び(または)森林所有者グループの持続的森林管理(SFM)計画作りを支援する
■	6-4 森林所有者及び(または)森林所有者グループが作成されたSFM計画に基づき活動を行うことを支援する
■	6-5 SFM計画の進捗をモニタリングするための支援を行う
□	6-6 プロジェクト活動を通じて得られた良好事例、教訓、提言を取りまとめ、国家政策への反映及び他地域への普及を図ることを支援する

## 【成果毎に係る活動】

1) 成果3：長期専門家が実施する外部資金獲得支援において、森林情報関連の技術支援が必要な場合に、技術的観点からの協力を行う。具体的には、ベトナム政府が実施する国家森林資源調査（NFI）をベースとした全国森林被覆図の作成、炭素排出・吸収量推計のための排出係数（EF）算出、森林参照排出レベル／森林参照レベル（FREL/FRL）の改定、REDD+成果量の推計、左記にかかる UNFCCC 技術審査及び GCF 技術審査に関する技術的アドバイスなどについて、C/P や直営専門家から助言が求められた場合に、対応を行う。

## 2) 成果4：森林モニタリングに係る活動

本プロジェクト全体において、フェーズ1の成果である森林モニタリングの改善、定着、普及・促進にかかる技術支援は本業務の受注者が担当する。



出所:JAFTA

図1 PFMSが導入された省

## 【参考】

フェーズ1では、省森林モニタリングシステム（Provincial Forest Monitoring System: PFMS）において、タブレットPCとモバイルアプリケーションの活用を公式化するための技術的な支援を提供してきた。その結果、2017年11月15日に発行された通達No. 26（26/2017 / TT-BNNPTNT）において、タブレットPCとモバイルアプリケーションの活用が規定された。その1年後、通達No. 26は、2018年11月16日に発行された通達No. 33（33/2018 / TT-BNNPTNT）<sup>1</sup>に置き換えられたが、同通達でもPFMSにおいてタブレットPCの使用を引き続き規定している。これらの法的文書によって、国家レベルで省森林モニタリングシステムが標準化された。

上図のとおりJICAで支援した5地方省以外も含め合計18省においてPFMSが展開されている。これは、フェーズ1におけるPFMSが法的文書により公式化され他ドナーによる支援が促進されたこと、さらに2省は省独自予算が措置されたことなどが影響している。本事業では、PFMSの持続的・効果的な運用のために、前フェーズの成果定着と改善、他地方省への普及展開について技術支援を行う。フェーズ2の期間内に全体で約30地方省へのPFMS展開を想定しており、そのための効果的なアプローチと留意すべき点についてプロポーザルで提案すること。特に、本事業終了後のPFMSの持続性を確保できるよう、ベトナムによる自立的な運用維持管理及び改善・改修などを含む将来的な発展を見据えた協力活動となるよう工夫すること（実際の活動に際しては、C/Pと協議し決定する。）

前述(2)におけるコンサルタントと直営専門家の役割分担に関し、●の対象は、中央および地方省レベルでの研修等の能力強化にかかる事項を示し、■の対象は、政策含む重要課題に関する事項を想定している。

## 3) 成果6：持続的森林管理（SFM）計画の現場での実践について

① 中央政府と省政府のそれぞれの役割と責任を十分に考慮しつつ、SFM 計

画の策定を支援する。

SFM計画は、改訂された森林法において、原則全ての森林所有者が策定するもしくは、策定することが推奨されている。また、SFM計画の策定は、森林認証制度への申請の基礎となる重要な取り組みである。コンポーネント2においては、現場におけるSFM計画の策定・実践を主たる目的としているが、それに加えて、コンポーネント1にて取り組む中央における国際基準に準拠したベトナムの森林認証制度の現場での実践も、必要に応じて支援していくことを想定している。

SFM計画策定にあたっては、関係者（中央政府、地方省政府、森林所有者）それぞれの人的能力の確認を行った上で、現在の各アクターの役割及び課題を明確化し、現場で実行可能性の高いSFM計画策定に向けた詳細設計案を作成する。現在のベトナムの生産林・保護林管理の重要アクターのSFM計画策定にかかる体制の現況と課題について、既存資料も活用しながら情報収集・確認、整理、分析した上で、SFM計画策定にかかる地方省の実施体制についても詳細設計案の中で提案を行う。

- ② SFM 計画策定・実施・モニタリングに係る研修材料の開発を支援する。  
中央政府と省政府が効果的に連携して、SFM計画の策定、実施、モニタリングに必要なと思われる研修計画を検討し、研修内容・時期についてC/P機関に提案を行う。研修内容が決定後、研修のための研修材料（案）を作成し、研修材料の開発を支援する。場合によっては森林認証も含めるものとする。
- ③ SFM 計画を策定・実施・モニタリングするために、関連する政府職員、森林所有者の訓練を実施する。  
中央政府と省政府に対して、効果的にSFM計画の策定、実施、モニタリングを行うに当たって必要と思われる研修を実施することで関係者のSFM実施のための能力強化を行う。場合によっては森林認証も含めるものとする。
- ④ 国家政策・措置における SFM の運用への支援  
本業務によって質的向上を図るSFMが国家政策・措置によって適切な運用が図られるように、長期専門家と十分な連携を図りつつ、制度設計について技術的アドバイスを行う。

## 第8条 報告書等

### 1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。記載項目に関しては、JICAと受注者で協議、確認する。

各報告書の先方政府への説明、協議に関しては、事前に長期専門家と協議、意見交換を行った上でJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### (1) 報告書等

報告書	提出時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結から起算して10営業日以内	和文3部

* 共通仕様書の規定に基づく		
ワーク・プラン	案件着手時（現地渡航1か月以内）	英文3部 ベトナム語3部 CD-R 1枚
モニタリング・シート Ver. 1	プロジェクト全体の第1回6か月モニタリング・シート提出時	
モニタリング・シート Ver. 2	Ver. 1提出の6か月後	
モニタリング・シート Ver. 3	Ver. 2提出の6か月後	
モニタリング・シート Ver. 4	Ver. 3提出の6か月後	
モニタリング・シート Ver. 5	Ver. 4提出の6か月後	
モニタリング・シート Ver. 6	Ver. 5提出の6か月後	和文4部 英文4部 ベトナム語4部 CD-R 3枚
業務完了報告書	業務終了時	

- 注1. 案件終了時（2025年2月）に提出する事業完了報告書（Project completion report）は本件業務実施契約後の提出となるため、上記契約内容には含めていない。
- 注2. 報告書・提出物の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月改訂版）を参照する。
- 注3. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 注4. 報告書には収集資料一式（面談録、質問票の回答を含む）を別添または別冊として含めること。

## 1) モニタリング・シート

モニタリング・シートの記載項目は、以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたってはJICAと受注者で協議、確認する。なお、添付するモニタリング・シートI 及び IIIはPDMとPOをモニタリング用に編集したものとする。作成にあたっては、長期専門家と協力して共同でプロジェクト全体のモニタリング・シートを作成する。

### I. Summary

#### 1 Progress

1-1 Progress of Inputs

1-2 Progress of Activities

1-3 Achievement of Output

1-4 Achievement of the Project Purpose

1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation

1-6 Progress of Actions undertaken by JICA

1-7 Progress of Actions undertaken by the Vietnamese side

1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (if applicable)

1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects, activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)

#### 2 Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)

2-1 Detail

2-2 Cause

2-3 Action to be taken

2-4 Roles of Responsible Persons/Organization (JICA, MBFPs, VNFOREST, DARDs, BCA, etc.)

#### 3 Modification of the Project Implementation Plan

- 3-1 PO
- 3-2 Other modifications on detailed implementation plan
- 4 Preparation of the Vietnamese side toward after completion of the Project

II. Project Monitoring Sheet I & II (as Attached)

2) 業務完了報告書（全体）

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照とする。報告書の目次案は別紙のとおり。

(2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定するコンサルタント業務従事月報に添付の上、月例の調査業務報告書（月報）を、翌月の7日までにJICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート/要員計画・実績

(3) 収集資料

業務時に入手した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で、長期専門家に共有すると共に、JICAに提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

ベトナム側との各業務報告説明・協議等にかかる議事録を作成し、長期専門家に共有すると共に、JICAに速やかに提出する。

2) ベトナム政府へ／からの文書

ベトナム政府へ／からの文書は、長期専門家に共有すると共に、その写しをJICAに速やかに提出する。

2. 成果品提出期限：2025年2月（予定）

## 業務完了報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での主な目次案を示したものであるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 業務完了報告書（全体）の記載内容
  - I. プロジェクト基礎情報
    1. 国名
    2. プロジェクト名
    3. プロジェクト期間
    4. 背景
    5. 上位目標およびプロジェクト目標
    6. 実施機関
  - II. プロジェクト実施の結果
    1. プロジェクト投入
      - 1-1 日本国側の投入
        - 1-1-1 専門家投入実績
        - 1-1-2 能力強化研修
        - 1-1-3 現地活動費
        - 1-1-4 機材
      - 1-2 ベトナム国側の投入
        - 1-2-1カウンターパート職員（C/P）の配置
        - 1-2-2プロジェクトオフィス
        - 1-2-3 カウンターパート予算
      - 1-3 活動計画・実績
    2. プロジェクトの達成状況
      - 2-1成果と指標（※ただし、直営専門家担当の成果部分は直営専門家による執筆とする）
      - 2-2 プロジェクト目標と指標
    3. PDMの変遷
    4. その他
      - 4-1環境・社会に関する事項（該当する場合）
      - 4-2 ジェンダー/平和構築/貧困削減に関する事項（該当する場合）

別添資料（ANNEX）
別添1：プロジェクト投入（専門家、C/P職員、研修）
別添2：プロジェクト成果物リスト
別添3：PDM（全てのVersion）
別添4：R/D、JCC議事録（写し）
別添5：モニタリングシート（写し）
別冊：プロジェクト成果物

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本業務は2021年5月下旬より開始し、2021年6月下旬までに業務計画書・ワーク・プランを提出する。モニタリング・シートを6カ月毎、2025年2月までに業務完了報告書を作成・提出し終了の目途とする。業務の工程に関しては、新型コロナウイルスの影響で変更が生じる可能性がある。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 28 人月 (M/M) (現地：20M/M、国内8M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／森林モニタリング（2号）
- ② 森林モニタリングシステム／ドナー連携（3号）
- ③ 持続的森林管理1
- ④ 持続的森林管理2

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- PFMSおよび関連システムの改修・改善

### (4) 配布資料／閲覧資料等

1) 貸与資料(3月2日までに地球環境部担当(gegdn@jica.go.jp)に連絡下さい。)

- 2020年10月9日署名済 詳細計画策定調査協議議事録
- ベトナム国 持続的自然資源管理プロジェクト終了時評価報告書
- ベトナム国 持続的自然資源管理プロジェクト業務完了報告書(全体)

2) 公開資料

- ベトナム国 持続的自然資源管理プロジェクト業務完了報告書(第1期)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036788.html>

### (5) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

2020年10月9日署名済 詳細計画策定調査協議議事録添付の“Basic Principles for Technical Cooperation”参照

### (6) その他留意事項

#### 1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されますの

で、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) を入手する。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報

(<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>) も活用すると共に、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。現地における安全管理体制をプロポーザルにて提案すること。

なお、本特記仕様書の配布時点では新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査対象国においても入国・渡航制限措置や入国可能な場合であっても入国後の自己検疫等の措置が課される等、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっている。本特記仕様書に示す調査工程は契約締結時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成することで構わない。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定する。

以 上